

## 第八管区海上保安本部巡視船みうらとの の合同訓練に参加しました



令和5年9月28日、京都府舞鶴市の海上保安学校において「海上保安庁と日本赤十字社との業務協力に関する協定」に基づき、今後発生が予想される南海トラフ地震等の大規模地震災害時において、日本赤十字社兵庫県支部と第八管区海上保安本部が協力し、迅速かつ円滑な災害時医療体制の確立及び連携強化を図ることを目的に合同訓練が行われました。

当日は、海上保安庁所有の「巡視船 みうら」を救護所として利用し、日赤の救護資機材や傷病者の搬入手順の確認、通信網の確立などを検証しました。

【主事】私が担当したのは岸壁救護所の主事のサポート及び患者搬送で、患者を船内へ搬入するのは予想以上に時間を要した。また、通信網では日赤の無線は患者情報のみとし、搬送依頼・調整は海上保安庁の無線で行なったため、2回線あつとことで情報が錯綜した感じがあった。すべての作業に対して海上保安庁との連携が必要となり、良い経験となった。また、dERUの資機材を実際に展開する作業も初めての為、勉強になった。海上保安庁と合同で訓練を行なうことで災害等が発生した場合、迅速かつ円滑に救護体制の構築が出来ると思う。

【看護師】巡視船の限られた場所を活用し、船内救護所と岸壁救護所でそれぞれ必要な資機材を選定して行われた搬入作業は、限られた時間の中で各所と連携し迅速な活動が求められることを実感した。また、出入り口の場所等を瞬時に把握し動線を考えて救護所を設置し、トリアージや応急処置を受けた傷病者を迅速かつ安全に医療機関に搬送する手順も経験でき、看護師としての役割を改めて認識することができた。他機関との連携の難しさを感じる場面もあり、密な打ち合わせが連携を構築させるということも学びになった。今後も赤十字救護班の看護師として、訓練に参加し自己研鑽に努めていきたいと思う。